

その消防法令違反が

行政処分

の対象になるかもしれません！



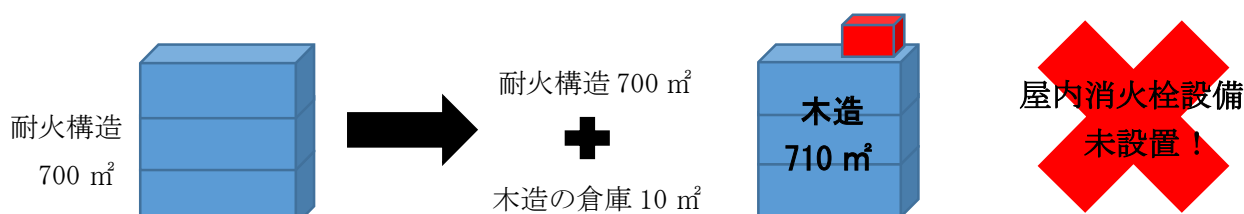
建物の増築等をお考えの際は消防署へ事前相談

建物の増築や改築、隣の建物との接続、用途変更(テナントの入れ替え)などにより、思いがけず消防法令違反となることがあります。

それらの事態を避けるため、**必ず消防署へ事前に相談してください。**

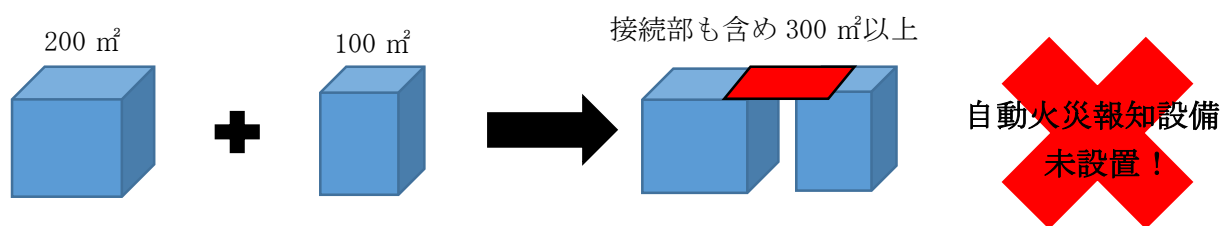
以下は、違反となる一例です。

【事例1】物品等を収納したいために、屋上に木造の倉庫を増築



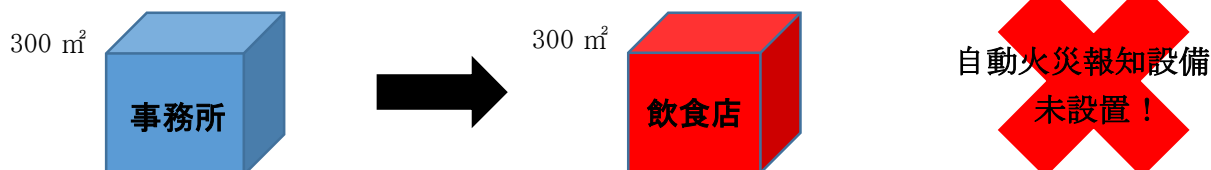
※ 耐火構造の建築物に木造で増築すると、構造が変わるため、必要となる設備が変わります。

【事例2】雨に濡れるとイヤなので、隣接する建物同士を屋根(庇)で接続



※ 2棟を屋根で接続したことにより建物の面積が合算されてしまい、必要となる設備が変わります。

【事例3】事務所ビルを飲食店ビルに用途変更



※ 用途変更した(飲食店になった)ため、自動火災報知設備の設置義務が発生します。
また、部分的に飲食店となった場合も、違反となることがあります。

☆違反を是正するために莫大なお金がかかる場合があります。

窓はふさがれていませんか？

窓の寸法を小さくしたり、数を少なくすると、避難上又は消火活動上有効な開口部が無い階（無窓階）と判定され、消防用設備を新たに設置しなければならないことがあります。

また、窓を柵などでふさいだり、防犯フィルムを張り付けたりすることでも、同様の事態となることがあります。

窓などの開口部を変更しようとする際も、必ず消防署へ事前に相談し、消防法令違反とならないようにしてください。

違反対象物公表制度と行政処分

自動火災報知設備等、必要となる設備が未設置の場合、該当の建物を危険な建物として、長岡市のホームページに掲載し、広く公表することがあります。

また、消防用設備の不具合や、防火管理者の選任義務があるにもかかわらず選任していないといった違反についても、**是正意思がない場合や、一定期間是正されない場合は、行政処分の対象となります。**

建物を利用する市民の皆様の安心安全のため、消防法令を遵守しましょう！



お問い合わせ先（管轄消防署）

【長岡、越路、山古志、小国地域】

予防課 審査係（長岡市千歳1-3-100 TEL：0258-35-2190）

【中之島、三島、和島、寺泊、与板地域】

与板消防署 予防担当（長岡市与板町本与板3731 TEL：0258-72-2572）

【栃尾地域】

栃尾消防署 予防担当（長岡市栃尾大町2-11 TEL：0258-52-1155）

【川口地域】（小千谷市消防本部にご確認ください。）

小千谷市消防本部 予防課（小千谷市城内3-1-9 TEL：0258-83-0238）

